

第24期第22回農業委員会総会

- ◇日時 令和4年4月14日(木)午後2時00分
- ◇場所 昭島市役所301会議室
- ◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博
- ◇欠席委員
- ◇議事録署名委員 8番 篠吉和 9番 指田貞芳
- ◇事務局 森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊
- ◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

議長 それでは、只今から、第22回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
8番 篠委員 9番 指田委員 を指名します。

これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (1件)
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
(1件)
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (7件)

議長 それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書につ
いて上程いたします。

総会資料 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を
次のとおり提出する 令和4年4月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷
部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,014
㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積627㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現
況畑 面積415㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積5.42㎡ 地番■■■
■ 登記簿畑 現況畑 面積167㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積218
㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,034㎡ 地番■■■■ 登記簿畑
現況畑 面積356㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積0.05㎡ 地番■■■
■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,348㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面
積1,297㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積18㎡ 地番■■■■ 登記
簿畑 現況畑 面積1,077㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,011㎡
地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,074㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現
況畑 面積1,457㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,292㎡ 地番■■■
■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,094㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面

積455㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積535㎡の内533.65㎡ 面積合計14,493.12㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年1月15日から令和4年3月31日まで。備考、平成31年1月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。
4番 石川委員説明願います。

4番委員

はい、説明致します。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。案内図は2ページを参照してください。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年4月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、C班（篠委員、指田委員、木野委員）です。過去3年間の労働日数は各年間250日。土地の案内につきましては、■■■■の■■■■から■■■■■■■■■■の■■■■、■■■■に入り、北へ約812m先の■■■■がある■■■■まで進み、そこから更に北へ約155m進んだ、進行方向右側の農地です。農地の状況ですが、1.44ヘクタールと大変広いので、■■■■側と東側に分けて説明します。地番についても、非常に広いので参考程度にしてください。まず、■■■■側です。北西側の地番■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■は耕耘済みになっています。南西側の地番■■■■、■■■■はビニールトンネルが4本あり、小松菜が栽培されました。もう一つ南西側の地番■■■■、■■■■、■■■■は耕耘済みになっていました。次に東側です。北東側の地番■■■■、■■■■の一部はビニールハウスが2棟あり、小松菜用とのことでした。内1棟は工事中でした。東側の地番■■■■、■■■■はニンニク4作が栽培中でした。南東側の地番■■■■、■■■■～■■、■■■■、■■■■、■■■■は銀杏200本と緑肥が覆っていました。その他はきれいに管理されていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、長葱、ピーマン、きゅうり、カボチャ。夏も、長葱、ピーマン、きゅうり、カボチャ。秋は、長葱、大根、小松菜、銀杏の収穫作業。冬は、長葱、大根、小松菜となっています。出荷状況は、■■■■出荷しています。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長

次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。

総会資料

議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和4年4月14日 提出者 昭島市農業委員会

会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑
面積 735 m² 申請者 ■■■■ ■■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■■
■■■■ 申出事由 令和3年7月26日 ■■■■ 死亡のため。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。
5番 坂本委員、説明願います。

5番委員 はい、説明いたします。
申請者名、土地の所在は総会資料3ページのとおりです。案内図は4ページを参照してください。調査年月日は、令和4年4月6日 土地の案内ですが、■■■
■より東へ約100m進み、■■■■を左折し、約100m北北東に進んだ先の農地です。農地の状況ですが、現在農作物は作付けされていませんでした。耕耘等の管理作業は適切に施されています。農地と認められない部分はありません。指摘事項は、特にありません。
以上です。

議長 以上説明が終わりました。これより質疑を行います。質問等ございますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積120m² 譲受人
■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有
権移転 自用住宅。

議長 当該農地の利用状況について説明願います。
4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明いたします。
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料5ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月9日 土地の案内につきましては、■■■■から北へ約167m進み、■■■■の■■■■手前で右折、東へ約142m進んだ北側の土地です。農地の状況は、施設園芸用の赤土置き場で、所々山になって保管されている状態です。東側の一部は草に覆われた部分があり、西側道路脇には畳1畳ほどのアルミボードと鉄製のバケツが置いてありました。周囲の状況ですが、東側が、畑。南側が、道路。西側が、住宅。北側は、植木畑。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報

告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積343㎡ 譲受人
■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有
権移転 建売住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料5ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月10日 土地の案内につきましては、■■■■を斜め右方向へ45m直進し右折、270m直進の後右折し23m進み左折。240m直進後左折し、90m進んだ右側の土地です。農地の状況は、全面雑草が繁茂し、耕作はされていませんでした。北側西側は、竹垣に囲まれており、東側はフェンス、南側はフェンスとブロック塀で囲まれていました。この土地は、本年の1月に農地法第3条の調査で私が報告した土地です。当時は南西の下部に倉庫のような建物が建っていましたが、今回の調査では撤去されていました。周囲の状況ですが、東側は、駐車場。南側は、住宅。西側と北側は、それぞれ幅約4.5mの道路。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積574㎡ 地番■■■■
■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積79㎡ 面積合計653㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■
■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地
開発。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料5ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月10日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■より■■■■へ約110m直進した後左折、90m直進し突き当りを左折、20m進んだ右側の土地です。農地の状況は、全面にわたって雑草が繁茂し、耕作はされていませんでした。周囲の状況ですが、東側は、アパートと空き地。南側は、住宅と地番■■■■の土地。西側は、幅1.5mの道路を挟んで住宅。北側は、幅1.5mの道路を挟んでアパート2棟と倉庫が建っていました。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積66㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地開発。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料6ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月10日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■より■■■■へ約110m直進した後左折、90m直進し突き当りを左折、20m進んだ右側の土地です。農地の状況は、全面に雑草が繁茂し、耕作はされていませんでした。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、地番■■■■■■■■■■の土地。西側は地番■■■■■■■■■■の土地。北側は、地番■■■■■■■■■■の土地に囲まれていました。転用事業に関連する特記事項は、開発行為の許可がおりています。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号5 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号5 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積284㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況道路 面積21㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況道路 面積26㎡ 合計面積331㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地開発。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料6ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月10日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■より■■■■へ約110m直進した後左折、90m直進した正面と右奥の土地です。農地の状況は、地番■■■■は一面に雑草が繁茂し、地番■■■■と■■■■は砂利敷きとなっていました。また、開発許可の看板もたっていました。周囲の状況ですが、東側は、住宅2棟。南側は、アパートと駐車場。西側は、アパートと道路。北側は、住宅の敷地と駐車場でした。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号6 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号6 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積33㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 宅地開発。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
6番 細井委員説明願います。

6番委員 はい、説明いたします。
番号6 申請者名及び土地の所在は、総会資料6ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月10日 土地の案内につきましては、■■■■より■■■■へ約110m直進した後左折、90m直進し突き当りを左折、20m進んだ右側の土地です。農地の状況は、一面雑草が繁茂し、耕作はされていませんでした。周囲の状況ですが、東側は、住宅。南側は、東側住宅の敷地の延長で境にブロック塀があります。西側は、■■■■で説明した地番■■■■の土地。北側は■■■■で説明した地番■■■■の土地です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号7 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号7 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況雑種地 面積137㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■ ■■■■ 転用目的 所有権移転 駐車場。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
8番 篠委員説明願います。

8番委員 はい、説明いたします。
番号7 申請者名及び土地の所在は、総会資料7ページのとおりです。調査年月日は、令和4年4月9日 土地の案内につきましては、■■■■を■■■■沿いに■■■■に344m、■■■■を左折し、北へ497m進み右折、西へ59m進み左折、北へ19m進んだ左側、道路を挟んで■■■■の西側の土地です。農地の状況は、ロードローラーで踏み固められ整地された、更地の状態でした。周囲の状況ですが、東側は、歩道を含め8mの道路。南側は、■■■■と住宅。西側は、アパートの前庭。北側は、8室すべて空室の2階建アパートでした。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議長		
委員		
委員		